

## 【熊谷市（埼玉県）及び吉岡小学校区】

### 1 地域の状況

○本市は、2度の合併により、埼玉県北部地区で初の20万都市として、“子育てするなら熊谷市”『子育て応援プロジェクト』事業に取り組んでいる。また、「教育の道は、家庭の教えで芽を出し、学校の教えで花が咲き、世間の教えで実が成る」という、明治31年の、幡羅高等小学校の「生徒保護者への御注意」の一節を熊谷教育の指針と定め、学校・家庭・地域一体となった教育活動に取り組んでいる。

平成18年度に、「熊谷市幼保小連絡協議会」を設立し、多くの幼児・児童がともに体験活動を通して「段差のない滑らかで落ち着いた教育活動への移行」ができることを最重点課題として取り組んでいる。

【市内の保育所数・小学校数及び内訳】

H20.4.1 現在

保育所数：35（公立：13　私立：22）
小学校数：30（公立：30）
（参考）
幼稚園数：16（公立：2　私立：14）

### 2 取組のねらい

○平成18・19年度、埼玉県教育委員会が実施した「幼稚園・保育所（園）と小学校の連携推進事業」の研究委嘱を受け、幼保小の連携の在り方について研究を行い、今後の幼保小連携の取組の手がかりとする。

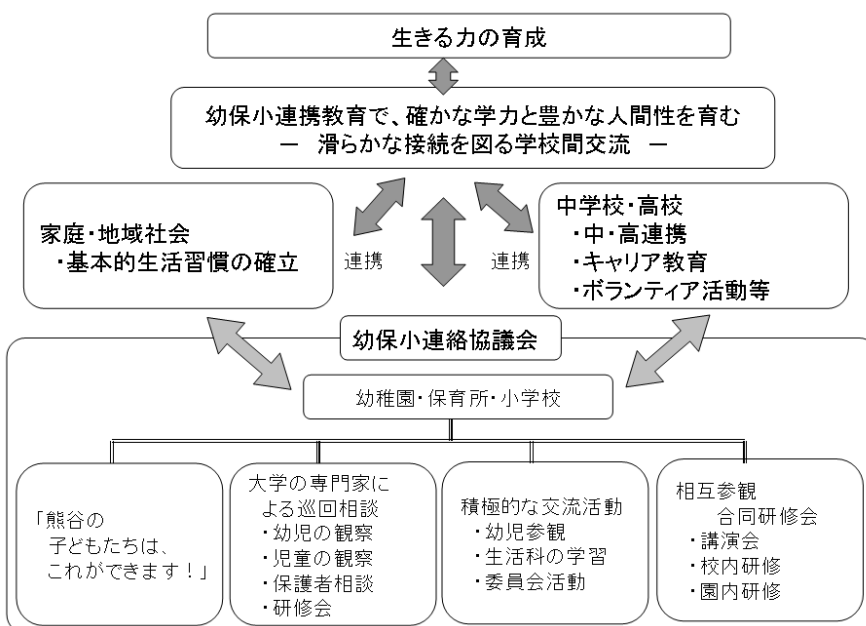
## 熊谷市における取組

### 1 実践の展開

実践研究を行い、その成果を普及することを中心に幼保小連携の推進を図っている。

#### ①目的

研究テーマを「『生きる力』の基礎、『学び』の基礎の育成—小学校以降の学習と生活の基盤は、幼児期の豊かな遊びと学びから—」と定め、小学校への滑らかな接続を図るための実践的な研究を行う。



熊谷市幼保小連絡協議会組織

< 幹事 >

教育委員会学校教育課、市福祉部保育課

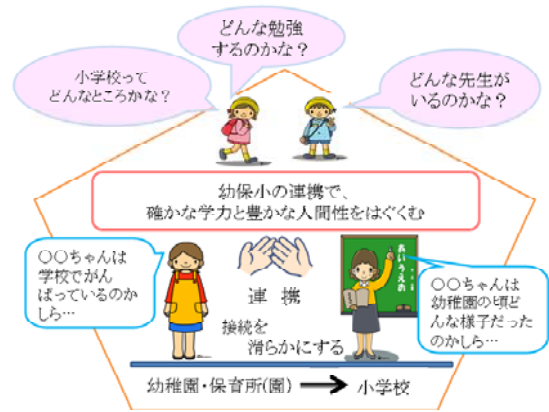
< 委員 >

- ・ 私立幼稚園部会代表
- ・ 公立幼稚園部会代表
- ・ 私立保育園部会代表
- ・ 公立保育所部会代表
- ・ 小学校部会代表

② 研究の視点

幼稚園、保育所の教職員は、今まで大切に育ててきた幼児たちが、小学校に入学して、新しい環境にうまく適応できているかどうか心配している。一方、小学校の教師は、児童一人一人の特徴をつかみ学校生活に早く適応できるように、教育活動を日々展開している。

しかし、「多くの幼稚園、保育所の教職員の心配は伝わらないまま・・・」、「小学校の教師はこれまでの情報がないまま・・・」という状況の中で幼稚園、保育所と小学校が、それぞれの教育活動に取り組んでいる現状がある。



幼稚園、保育所の教職員と小学校の教師が子どもの成長のために力を合わせることで、継続して指導することができたら、今よりも、もっと子どもを理解でき、伸ばしてあげられると考え、「幼保小連携」を推進することで、幼稚園、保育所から小学校へ入学する子どもの不安を取り除き、接続を滑らかにする。

③ 研究成果を踏まえた今後の展望

実践研究の中で、「幼稚園・保育所において、小学校と連携を図る取組として今後進めていきたいと考えている活動」についてアンケート調査を行った結果、情報交換の機会の設定、積極的な交流活動、相互参観、体験入学の実施、合同研修会が多かった。このことを踏まえ、次のとおり幼保小連携についての意識啓発を図っていきたい。

**できることから少しずつ幼保小連携を進めよう！**

**ステップ1 まずはお互いに足を運びましょう。**

「小学校の近くに幼稚園がないから」、「近くの保育所（園）から入学する子は少ないから」、「高学年担任だから」といった理由で幼保小連携を「難しい事」と思っていないですか？

または「良い事はわかっているけれど、何をしたらいいのかわからない」と思っていないですか？

積極的な交流活動を実施している小学校からは、「連携を図ることで、児童が園児に優しく接し、生き生きと活動している姿を見ることができた」「それによって思いやりの心が育ったり、自主的に活動したりという良い面が育ってきた」という成果が報告されています。

<活動例>

- ①生活科、総合的な学習の時間等に、地域探検として地域内の園を訪問する。（初めは散歩だけでも、できたら連絡を取り合い 交流を行いましょう。）
- ②園に声をかけ、散歩コースに小学校を入れてもらい小学校を身近に感じてもらおう。（園児にとって場所に慣れる事も大切です。）
- ③学校で行っている行事に園児を招待する。（運動会、お祭り等に参加する事で園児は学校を身近に感じるものです。）
- ④1日入学や説明会で、児童が学校生活の様子などについて発表をしている学校もあります。

**ステップ2 話し合う機会をつくりましょう。**

- ①就学前の様子を園に聞くための連絡会を行う。
- ②入学後の様子を伝えるための授業参観を行う。
- ③定期的に合同研修会をもつ。

**ステップ3 連携カレンダーをつくらう。**

幼保小連携カレンダー（どの時期に・何を・どの学年がやるか等の計画表）があると、お互いに先を見通して、計画を立てたり、話し合ったりすることができ

ます。進めていくうちに、実施した内容が子どもの実態に合っているか、また次回は違うアプローチをしよう等、いろいろなアイデアがでてきます。一度で終わらせる事なく、幼稚園や保育所、小学校の実態に応じて改善を図りながら、継続して取り組める年間計画があるとよいでしょう。

＜吉岡小学校の連携カレンダーの例＞

月	行事	縦	低	中	高	随	月	行事	縦	低	中	高	随
4	幼小顔合わせ会(図書委員会)	○	○	○	○	○	10	漸進タイム(おはよう・つばき・おはれ)	○		4		
5	JRC/CRC活動 草取り(JRC委員会)	○				○		就学時健康診断	○			6	
	生活科 さつまいも苗うえ	○	2					教育週間学校公開					○
	保幼小連絡会議	職	職				11	PTA 合同研修会	職	職	職	職	○
	幼小合同研修会(心肺蘇生)	職	職	職	職	○		相互参観	職	職	職	職	
交流委員会(飼育委員会)	○				○		やきいも大会	○	2			○	
6	交流委員会(保健委員会)	○				○		幼小合同ランチ	○	1			
	交流委員会(栽培委員会)	○				○		持久走大会	○	○	○	○	○
	相互参観	職	職	職	職		12	交流委員会(運動・図書・保健)	○			○	
7	交流委員会(運動委員会)	○				○		生活科(おはよう・つばき・おはれ)	○	○			
	幼小合同研修会	職	職	職	職		1	お正月遊びをしよう	○		3		
	交流委員会(栽培委員会)	○				○		あしたへジャンプ(生活科)	○	2			
9	吉岡っ子フェスティバル	○	○	○	○	○	2	交流委員会(飼育委員会)	○			○	
	小学校運動会(新入児種目)	○				6		もうすぐ2年生(生活科)	○	1			
	幼稚園運動会(幼稚園主催)	○	○	○	○	○		学級活動(おはよう・つばき・おはれ)	○			○	
							3	保幼小連絡会議	職	職			

## 2 成果

- 保育所と小学校との交流を重ねることで、幼児の状況を踏まえた指導、就学に向けての滑らかな接続を図っていくことができた。
- 幼児が児童から教えてもらうことで、小学校入学後の学校生活を身近なものとして捉えることができるようになった。
- 小学校においては、幼児との異年齢交流活動を通して、相手を思いやる心や主体的に活動する意欲などの向上が見られた。
- 保育所においては、臨床心理士による巡回相談によって、幼児一人一人に対する理解を一層深めることができ、特別な支援が必要であると思われる幼児に対して、適切な支援ができるようになった。

## 3 課題

- 市内の小学校において、保育所・幼稚園と情報交換を行っている小学校は90%、幼児・児童の交流を行っている小学校は53%である（平成20年9月現在）。一層の交流を進めていくとともに、今後は、交流の質的な充実を図っていく。
- 本市では、小学校から中学校につなぐ「熊谷市小中連携個票」を独自に作成している。これを活用することで、不登校の未然防止に大いに効果を上げている。同様に、幼稚園や保育所から小学校につなぐ「熊谷市幼保小連携個票」を作成し、活用するなど一層の連携を図り、小1プロブレムの未然防止により一層努めていくことが課題である。

## 吉岡小学校区における取組

### 1 実践の展開

#### (1) 連携概要

幼保小連絡会議を年に2回実施し、計画的・継続的に取り組んでいる。

#### 【幼保小連絡会議】

##### ① 組織

小学校の教務主任、生活科担当の教師（活動体験部会）、幼稚園主任、保育所の保育士代表

②役割

- ・子ども同士の交流や教職員の交流を計画的に行うため、連携カレンダーを作成する。
- ・活動の充実を目指し、活動内容について事前打ち合わせを行う。

**(2) 子ども同士の交流活動**

- 生活科等の教科や学校行事等を通して子ども同士の交流に取り組んでいる。
- 幼稚園・保育所の保育活動と学校の教育課程（生活科や委員会活動）に「交流活動」を位置付けて実践している。

**【学校行事や委員会活動等の中での交流活動】**

◇吉岡っ子フェスティバル

①ねらい

保育所：小学校の様々な活動に興味を持って参加する。

小学生との関わりを楽しみながら進んで活動に参加する。

小学校：異年齢の友だちとの交流を通し、交流方法を学ぶと共に進んで行事に参加する。

②活動内容

1・2年生は生活科の発表、3年生以上は総合的な学習の時間の発表を各教室で実施する。体育館ではクイズや劇を行い園児と児童が仲良く参加する。

③配慮事項

見学コースと参加コースに分かれ園児と児童が全員参加できるよう配慮する。

◇保育活動と委員会活動を通しての交流活動

①ねらい

保育所：小学生と一緒に奉仕作業をする。

歯磨き、風邪の予防の仕方を楽しく知る。

小学校：仲良く草取りをすることができる。

わかりやすく虫歯予防、風邪の予防を教えることができる。

②活動内容

5・6年生の委員が奉仕活動として園児と共に草とりを実施する。

同じく5・6年生の保健委員会の児童が、園児に歯磨きの仕方や虫歯予防について、わかりやすく教えたり、インフルエンザ予防の劇を園児に見せたり、具体的な手洗いの仕方を教える。

③配慮事項

- ・交流前に、園児にわかりやすく教えるための工夫を児童に考えさせ、教職員と共に、園児に適切な内容かどうかを検討する。
- ・幼稚園、保育所の教職員と委員会児童との打ち合わせを行う。

**【生活科等の教科の中での交流活動】**

◇「みんなでつくろう」（生活科）

①ねらい

保育所：小学生とかかわりながら様々な遊びを楽しむ。

小学校：幼児と交流することを楽しむ。

②活動内容

2年生の生活科では、「おいもまつり」フェスティバルに、お世話になった人、保護者や1年生、園児を招待し、劇や出店を一緒に楽しむ。

③配慮事項

- ・ルールを守り、安全に活動できるように配慮する。
- ・園児が、児童とのかかわりを楽しみながら進んで参加できるように配慮する。

### （3）教職員の交流

- 子ども同士の交流活動の実施に当たって、一緒に活動計画を作成したり、子ども同士が交流している姿をみたり、保育士が児童と、小学校教師が幼児とかかわったりすることを通じて、保育士と教師がお互いの教育内容や指導方法、子どもの発達の過程について理解を深めている。
- 自分たちがかかわってきた子ども達の成長した姿や小学校の授業の様子を知ることができるよう、保育士が小学校1年生の授業を参観する機会を設けている。
- 幼保小の合同研修会を設け、学識経験者を招き活動内容について助言をもらったり、関係者で幼保小連携の在り方について協議したりしている。
- 子どもの実態把握と相互理解を深めるため、小学校との定期連絡会を行っている。

## 2 成 果

### 【園児・児童】

- 園や学校以外であっても声をかけ合うような関係ができ、仲間作りも上手になった。
- 幼稚園、保育所の教職員と小学校の教師が子どもの成長のために力を合わせて継続して指導することにより、朝ご飯にはじまる基本的な生活習慣が身に付いた。

### 【園児】

- 園児が実際に小学生とふれ合ったり学校の雰囲気を感じたりすることで、「小学生ってすごいな」という気持ちをもて、期待をもって就学に向かっていけるよい機会となった。
- 小学校の先生や児童にかかわったり教室や校庭を見たり、遊んだりしたことで生活の場や知識が広がったりなど、学校に対する安心感や期待感につながっていく様子が見られた。
- 交流活動で園児が新たな体験をすることで、活動の刺激（学びのきっかけ）になった。

### 【児童】

- 交流活動を通して、園児に喜ばれたりすることで、児童は成就感を感じるとともに自信をもつことができた。また、幼い子への思いやりをもって接する姿が見られた。
- 交流活動に向けて自ら準備や練習を行うなど、主体性がみられるようになり、普段の生活や学習にも主体的に取り組むことが増えてきた。

### 【保育士】

- 小学校入学後、子どもが授業に集中できるよう様々な工夫がされており、卒園後の子どもの成長の様子がうかがえた。
- 小学校入学後の子どもの成長の様子を見て、幼児教育の重要性を再認識した。

### 【小学校教師】

- 園児の生活の様子を見ることで、実態がわかり入学時の指導に役立った。
- 保育所や幼稚園における子どもとのかかわりをしっかり把握し、入学後の指導に生かすことの重要性を感じた。

## 3 課 題

- お互いに深く関われるような活動を多くするための具体的な実践の手立てを考えていくことが大切である。
- 事例研修や相互参観の持ち方をさらに工夫し、援助の方法や教師と園児・児童の関わり方などを学ぶ機会を増やしていくことが大切である。
- 交流の機会を有効に使い、限られた時間でも、充実した関わりとなるよう今後も継続していくことが大切である。

## 【松本市（長野県）及び芝沢小学校区内の公立保育所と公立小学校】

### 1 地域の状況

本市は、幼稚園よりも保育所が多いことから保育所を含めた幼児期の教育から小学校教育への円滑な接続に積極的に取り組んでいる。

【市内の保育所数・小学校数及び内訳】

H20.4.1現在

保育所数：50（公立：42	私立：8）
小学校数：32（公立：31	私立：1）
（参考）	
幼稚園数：17（公立：3	私立：13 国立：1）

### 2 取組のねらい

- 子どもが幼稚園・保育所での経験を小学校の学習や生活に生かし、発達や学びの連続性を確保していくために、どのような支援や配慮が必要かを見出していく。
- 幼稚園・保育所から小学校への滑らかな接続を図るために、交流活動を核とした連携を推進していく。

## 松本市における取組

### 1 実践の展開

#### （1）連携の概要

- 松本市教育委員会では、昭和39年に「松本市幼年研究会」を設置した。研究会では、『望ましい人間形成をめざした幼年教育をどのように進めたらよいか』を毎年テーマとして掲げ、幼稚園・保育所と小学校低学年の教育に一貫性を持たせた研究を進めている。この研究会では次の4点を中心に取り組んでいる。
  - ・幼保小の交流教育を取り入れた公開授業を柱とする研究集会の開催
  - ・幼保小の連携についての実態調査の実施
  - ・全市統一した『保護者向け入学の手引き』の作成と配布
  - ・『小学校入学予定児童調査用紙』の作成と活用
- このほか研修などを通して幼保小連携の中で保小連携に取り組んでいる。

【概要】

	市町村	施設
子ども同士の交流活動	○交流の際の視点を示すことにより、各施設における質の高い交流活動を促進する。	○各施設同士が連絡をとりあって実施している。
教職員の交流	○幼稚園長、保育所長、小学校長合同懇談会、保育・授業参観、小学校教師の保育体験などを行っている。	○子ども同士の交流活動や校内研究会などを通じて教職員の交流を行っている。
課程編成・指導方法の工夫	○幼稚園長、保育所長、小学校長合同懇談会からの指摘を踏まえ、保育課及び学校教育課が指導方法の工夫について各施設に対して助言を行っている。	○保育課及び学校教育課から示された視点を踏まえ、各施設において指導方法を工夫している。

#### （2）子ども同士の交流活動

- 交流活動を進めるに当たっては、『継続性』と『互惠性』を大事にし、幼稚園・保育所と小学校双方で、交流の意味と活動内容を共有することが大切である。
- 実施に当たっては、以下の3つの視点を大切にしている。
  - ①長期的な発達を見通した幼保小の連携した指導計画の作成
  - ②園児と児童の意識や興味の連続性に配慮した短期の指導計画の作成

③園児と児童の交流活動を保障する保育士・教師の相談や研修の確保

### （３）教職員の交流

○各施設の所管・所轄課及び関係団体（幼稚園長会、保育所長会、小学校長会）と連携協力しながら教職員の相互理解を深める。

#### 【幼稚園長・保育所長・小学校長合同懇談会】

幼稚園・保育所・小学校・特別支援学校の管理職の立場にあるものが一堂に会して協議することを通して、幼児教育の一層の充実と発展を図るために、地方公共団体と関係団体が連携して夏休みに研修として実施している。

##### 1) 対象

公立・私立幼稚園長、保育所長、小学校長、県立特別支援学校長、市教委・保育課の指導主事と事務担当者（平成20年度 108名）

##### 2) 手続き

開催案内をその年の担当者が発送する。（平成20年度は小学校長会）

##### 3) 実施内容

事前に、保育課・学校教育課・小学校長会・幼稚園長会・保育所長会の代表による役員会でテーマ・協議の柱・提案者・司会者・記録者・グループ分け等を決定し、当日は4グループにて協議を行っている。協議方法は、テーマ・協議の柱を見据えて、提案者（4グループとも小学校1校と幼稚園・保育所1園）が実情と問題提起を行い、それに基づいてグループごとに協議を実施する。

<平成20年度の協議の例>

テーマ	『子育て支援・子どもの育ちにおける幼・保・小のよりよい連携のあり方』
協議の柱	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼保小の交流を含めた連携のあり方</li> <li>・子育ての現状と保護者の対応についての連携のあり方</li> <li>・特別支援教育を必要とする子どもへの対応</li> </ul>

#### 【小学校教師の幼稚園・保育所への参観・保育体験研修】

幼稚園・保育所から小学校への子どもの『滑らかな接続』を図るために、小学校教師が園へ行って園児の遊びの姿や保育士の支援の在り方等を学び、それぞれの教育がつながっていることを理解し、小学校での支援に生かす機会としている。

##### 1) 対象

全小学校の教師、全幼稚園の教師、全保育所の保育士  
（平成20年度 16校 133名）

##### 2) 手続き及び実施内容

①「幼稚園長・保育所長・小学校長合同懇談会」における協議内容を踏まえ、各校・各園に幼保小の連携の具体的な内容について提示する。

- ・幼稚園・小学校へは学校教育課が連絡
- ・保育所へは保育課が連絡

②小学校区の園との連絡調整を行う。

③参観・保育体験・懇談を通して、「園児の理解」「保育支援のあり方」等を学ぶため、小学校から近隣の保育所・幼稚園で半日ないし一日保育体験を行う。

#### 【幼稚園・保育所の教職員の小学校参観と懇談】

小学校入学に際して、入学先の学校と個々の子どもの情報を連絡する機会と、入学後の子どもの授業への取組の様子を見聞きし、懇談することを通して、子どもの育ちの支援のあり方を考え合う機会としている。

##### 1) 対象

全幼稚園の教師、保育所の保育士と小学校（平成20年度 16校 133名）

2) 手続き

保育課・学校教育課・小学校長会の了解のもと、各小学校から案内通知を发出（各校年2回実施）。

3) 実施内容

- ・園からの卒園児を中心に幼稚園及び保育所の教職員が小学校での様子を見聞きし、担任等との懇談を通して、一人一人の育ちを支援する方向を見出していく。
- ・園で記述した個人カードをもとに、小学校入学に際しての個々の園児への支援の在り方等について小学校教師に連絡をしあう会を2月に開く。

**【幼保小の交流教育を取り入れた公開授業を柱とする研究集会の開催】**

松本市における幼年期の子どものために、研究ならびに事業を行い、その振興発展を図ることを目的として昭和39年に発足し、以後毎年実施している。

1) 対象

全幼稚園の教師、保育所の保育士と小学校教師（平成20年度 138名）

2) 手続き

- ・昭和39年に松本市教育委員会の指定を受け、市内の小学校長会・幼稚園長会・保育所長会の三者によって組織され、毎年、総会と研究集会を実施している。
- ・会の運営は、三者の代表によって構成される常任理事会が中心になって、テーマの決定、会の開催・案内通知発送、研究集録の作成等に当たっている。
- ・研究集会は、幼稚園や保育所と小学校との交流教育を中心としている。研究は当番園・校が中心となって進めている。なお、会の運営に当たっては教育委員会が負担金を支出している。

3) 実施内容

平成20年度は、市立の小学校1校と私立の保育所1園が公開授業・公開保育を実施した。

テーマ：自分なりの思いや願いをもち、人や自然とかかわりを深めながら活動できる子どもを育てる支援はどうあったらよいか～幼保小の交流活動を通して～

交流学年：年長児と2年生

内容：研究発表、公開保育・授業（45分）、研究協議（保育・授業研究、幼保小の連携）、講演会（演題 今求められる幼保小の連携）を実施

**（４）課程編成・指導方法の工夫**

○「幼稚園長・保育所長・小学校長合同懇談会」における協議内容等を踏まえ、保育課・学校教育課から各幼稚園、保育所、小学校に指導方法の工夫について助言を行っており、次のような工夫や配慮がなされている。

①幼稚園・保育所の5歳児後半の工夫と配慮事項

- ・自由な遊びや活動以外に、集団で取り組む活動や話し合う活動、椅子に座ったり机で活動する時間を多くしていくこと
- ・生活の中に時間を区切って行う活動を入れるようにすること
- ・友だちや保育士の話は途中で口を挟まないで最後までよく聞くこと

②小学校入門期の工夫と配慮事項

- ・入学式から3週間をめどに、単位時間にとらわれない生活時間を工夫すること
- ・一人一人の成長を理解し、個別的・支援的な指導に努めること
- ・遊びや具体的かつ直接的体験活動を取り入れた能動的な学習を工夫すること

**（５）その他**

○市幼年教育研究会の事業を実施するために、調査研究委員会において以下の内容を実



施している。

① 幼保小の連携についての実態調査の実施

全幼稚園・全保育所・全小学校に幼保小の連携にかかわるアンケート調査を通して市全体の状況を把握しながら、公開研究授業内容や研究協議の議題に盛り込んだりして生かしている。

＜平成19年度のアンケートの項目＞

- ・ 交流や連絡会について昨年とかわったこと
- ・ 幼保小の連携で工夫していること
- ・ 幼保小の連携の必要性について
- ・ 特色ある交流の事例紹介

② 全市統一した「保護者向け入学の手引き」の作成と配布

園児・児童、保護者に関わってきた保育士・小学校担任の立場から、入学にあたっての留意事項等を盛り込んだ保護者向け手引書を作成・配布している。

＜掲載内容の例＞

- ・ 『じょうずなしつけのポイント』『入学までに教えておきたいこと』『入学までにしておきたいこと』についての留意事項
- ・ 子どもの状況チェック項目 『自分のことを知っていますか』『一人でできますか』『食事のマナーが守れますか』『挨拶やお話ができますか』

③ 『小学校入学予定児童調査用紙』の作成と活用

次年度、小学校入学について指定校入学か指定校以外の学校への入学か等を確認するために、共通の調査票を作成。幼稚園・保育所から6月に保護者あてに配布・調査し、小学校との連絡等に生かしている。

## 2 成 果

- 教職員が相互の教育内容や指導方法、子どもの発達について理解が深まることで自分自身の指導改善につながり、全体的な教育の質の向上が図られた。
  - ・ 小学校教師が幼稚園教育要領や保育所保育指針を学び、就学前の子どもの生活リズムや学び方・行動の仕方などを把握できた。
  - ・ 小学校教師は保育所の生活を実際に見ることで、子どもについての理解を一層深めることができた。
- 教職員が園や学校での姿、交流活動の中で具体的な姿として見えてきたよさ等を情報交換することで、子ども・保護者とどう対応していくか理解が深まった。
- 園児は、小学校に入学することに期待とともに不安も大きく持っている。実際に小学校を知ることで不安が解消し、保護者も子どもの話を聞くことで安心する。

## 3 課 題

- 時間・場所・予算の確保、担任同士の協力体制作りは、周りの理解と支えがなければ難しい。特に交流活動では保小全体の協力体制が必要である。
- 保小の職員同士が親しくなり、お互いの気持ちの距離感を縮めていきたい。
- 全小学校が保育所と授業を通じた交流教育ができる体制づくりを進めたい。
- 現在の連携への取組の必要性を認識して、就学相談の組織化と個別の就学記録の累積等を進めていくことが大切である。

そのために、松本市では、平成21年度から保育課・学校教育課の事業のうち就学支援・就学相談等を中心として扱う部署として『こども課』ができることになり、その事業内容の具体を検討している。
- 共に地域に根ざした園・学校づくりのため、地域とのつながり・保護者との交流を一步一步進めていきたい。

## 松本市及び芝沢小学校区内の公立保育所と公立小学校の事例

松本市における取組を活用しつつ、各施設において特色ある取組が進められている。ここでは芝沢小学校区内の公立保育所と公立小学校の事例を紹介する。

### 1 実践の展開

#### (1) 子ども同士の交流活動

##### ①取組のねらい

- ・異年齢交流でともに楽しく活動する中で、「生きる力」を育てる。
- ・思いやりの心を育てる。
- ・表現力やコミュニケーション力を高める。
- ・自分の新たな一面に気づき、自尊感情を育てる。

##### ②連携の概要

毎年、小学校の音楽会・運動会に園児が参加、夏休み中の職員の保育所実習、各学年における園児との交流などの交流をしている。平成19年度は、保育所2園と2年生が1年間を通して交流を進めた。

○園児と児童の主な交流内容

1	お花見交流	4月18日
2	集団ゲーム交流	5月18日
3	わくわく忍者ランド交流	6月12日～ 7月18日（5回）
4	秋まつり交流	9月19日～10月29日（6回）
5	入学を控えての手紙交換	2月10日

#### (2) 子ども同士の交流活動を通じた教職員の交流

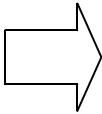
小学校（2年生）と2園の保育所（5歳児）との交流活動を通じた教師と保育士の交流の例を紹介する。

- 意義ある交流活動とするため教職員が一緒に年間計画を作成したり、活動の具体的な内容について打ち合わせを行う。活動内容や配慮事項、活動のねらい等について具体的に話し合う中で、相互の教育内容や指導方法、子ども観について相互理解が深まっていく。

<子ども同士の交流活動の実施の手続きの例>

1	年間計画作成	4月上旬
2	保育所参観	4月下旬
3	名簿作りと児童と園児の情報交換	5月上旬
4	各児童と園児の写真を撮り、教室に掲示	5月上旬
5	授業を含め交流内容の打ち合わせ・連絡	6月中旬～
6	交流教育の公開保育・授業の計画と反省・改善	7月下旬～

<打ち合わせを通して交流活動の改善を図った例>

<p>○6～7月の『忍者ランド』の実践を通して見えた課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・園児と2年生の発達段階の違いにより、作りたい物のイメージがかけ離れてしまう。一緒にする場合、どのようにイメージを共有させるか。（イメージの共有）</li> <li>・自分だけで活動し、他とかかわりを持ちたがらない子どもへのてだて（友達との関わり合い）</li> </ul>		<p>○9～10月の『秋まつり』で課題を解決するため、事前打ち合わせで確認したこと</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教師と保育士と一緒に教材の準備や試作品作りをし、イメージを共有する（園児のイメージに寄り添う）</li> <li>・保育士は、前時の反省を生かし『関わりに対する願い』を持ち、更に『本時の活動の具体的見通し』を持つ</li> </ul>
---	---	---

※6月の実践では、「題材が2年生の『自分はこうしたい』という願いが強い傾向があり、園児の願いに寄り添うという視点からは十分な活動とはいえなかった」、「園児と2年生がかかわりながら活動していく『交流』にふさわしい題材を検討

していくことが必要であることが示唆された」ことを受け止めて、次の交流に生かした。

## 2 成 果

- 自分に自信がもてないでいた小学生のA児は、園児に頼られることで自信をつけ、積極的にペアの園児と関わるようになり、学級での人間関係も広がり、明るい生活態度へと変容していった。
- 慎重で初めてのことに尻込みして交流に消極的だった年長児のB児は、顔見知りのC児とペアになると、活動の中で自分を語るなど、活動に積極的に関わるようになり、園での生活態度も変わってきた。
- 小学校教師は、交流を通して園児の姿を見つめることで入学後のかかわり方が理解でき、入学当初からきめ細かなかわりが可能となった。
- 保育士は小学校の生活を知ることによって何を学んでおくことが必要なのか理解でき、小学校との連続性を考えて保育していくことができた。

## 3 課 題

- 園児と2年生の交流に当たっては、以下の点から題材の選定等が必要である。
  - ・イメージを共有しやすい教材
  - ・自然にかかわりが生まれるような題材
- 2年生が自分の願いを大切にしながらも、園児の願いに寄り添って活動し、園児の喜びの中に自分の喜びも見出せるような意識がもてるような手立てを探っていく必要がある。
- 園児・2年生双方の育ちが望めるようなペアの組み方について更に検討が必要である。
  - ・2人のペアに限定せず、「園児2人と2年生2人」の4人組、「園児2人と2年生1人」、「2年生からフリーのリーダーを出す」など、様々な組み方を模索していくことが大切である。

## 【東京都大田区内の公立保育所と公立小学校】

### 1 地域の状況

- 大田区は平成17年に幼児教育センターを設置して、幼児教育にかかわるすべての機関（幼稚園・保育所・小学校等）が幼児教育に関わる問題とその背景について共通認識し、それぞれの特性を生かし連携・協働による取組をはじめた。

【区内の保育所数・小学校数及び内訳】

H20.4.1 現在

保育所数：76（公立：59	私立：17）
小学校数：62（公立：60	私立：2）
（参考）	
幼稚園数：58（公立：9	私立：49）

### 2 取組のねらい

- 連携を進めるに当たり、当園では「互惠」と「学びの連続性」を次のとおり定義し、これらを大切に活動を行うこととした。
  - 「互惠」：交流活動をすることで保育所、小学校が単独では育てられない“力”を育成し相互の子どもの成長につなげる。
  - 「学びの連続性」：園児は交流活動に取り組むことにより小学校という施設、小学生及び小学校教師を身近に感じられるようになり、成長を具体的にイメージする。児童は生活科の学習の中で、園児とのかかわりを通して自分の成長を実感したり、課題を解決したりする力を育てる。

### 3 実践の展開

#### （1）連携の概要

- 園児と児童の交流活動を中心とした連携に取り組んでいる。教職員の交流についても、保育士と教師との合同研修の機会を改めて設けるのではなく、子ども同士の具体的な交流活動のなかで教師と保育士がそれぞれの立場でともに考えることにより、相互の指導方法等の相互理解を深める機会となっている。
- 平成16年より生活科の授業で1年生110名と保育所の4・5歳児36名との交流活動が始まった。保育所では長年に渡り、保育の主流に縦割り保育を取り入れ、園内で異年齢児間の交流保育を行っていたことをベースに、保小の交流活動へとつなげていった。

#### （2）園児と児童の交流

生活科等の教科や学校行事において園児と児童の交流活動を実施している。

##### 【小学校での学校行事等を通じた交流】

- 学習発表会（学芸会）、生活科校外学習、児童集会等、小学校での行事に保育所の園児が参加している。行事参加に当たり、子どもが行事の準備段階から参加するなど子ども同士の交流を深めるとともに、小学校生活に触れる機会を増やすようにしている。
- 生活科などの教科での体験や具体的な学習活動を通じた活動では、当該教科のねらいと保育所での活動のねらい、さらにはそれぞれの指導計画について事前打ち合わせを行うことから、同時に複数園でこのような交流活動を行うことが困難である。しかし、行事の参観を通じた交流では多くの保育所との交流が可能であり、このような機会を通じて保小連携が少しずつ広がっている。
- 子ども同士の交流活動を小学校では次の3つに大まかに類型化することにより、類型ごとの配慮事項等を共通理解するようにしている。
  - ①参観型：運動会や展覧会を参観するという交流  
連絡だけで可能なため複数園で対応可能である。

- ②参加型：特別活動での「子ども祭り」のように小学生の企画したものに具体的に参加するという体験交流。児童は園児を迎えることを想定して準備。当日だけゲストとして迎えるだけのため複数対応も可能である。
- ③協働型：一つの課題を園児と児童と一緒に解決に向け、体験や具体的な活動を行う交流。事前の授業検討会が必要であるため、複数園ではなく特定の園と行うようにしている。

<配慮事項>

- ・①及び②は、小学校・保育所等の教育・保育活動をそのまま推進することができ、打ち合わせや指導計画等の面において負担感が少なく、これから交流をしていこうとする園に対しては取り組みやすい内容である。相互に育ち合うというかかわりをどのように生み出すかが課題である。
- ・③は、園児と児童の交流のなかでねらいを設定することから、その時の学習活動や学習材、学習の展開など、指導計画をそれぞれに持ち寄り、それぞれがねらいに基づいた指導プランの協働作業が必要となる。小学校の教師と保育士による協働の授業でもある。生活科では幼児等とのかかわりが強く期待されていることから、なるべくこのような活動を実施したいと考えている。しかし、保育所側の勤務状況により、準備のための打ち合わせ時間の確保が困難であることがある。また、「互恵」について意識が高いとは言えない小学校教師もおり、交流活動に対する共通理解と意識啓発を図るようにしている。

【生活科を通じた交流】

- 子ども達のかかわりを深める為に、段階的に3年前から園児と児童でグループをつくり、メンバーを固定する方法をとっている。これにより園児にとっては自分とかかわる児童がわかって安心して交流ができ、児童にとっても広く浅いかかわりではなく、園児の個性を理解しながら年下の子に対するかかわり方を学ぶ機会になっている。
- 今年度は園児、児童ともにグループを決め、1年間同じ子どもとの交流を図ってきた。1年生はクラス単位で園児と交流するため、園児は同じ活動を1組、2組、3組とそれぞれに3回繰り返すことになるが、この繰り返しは園児にとって意味深いものである。児童の活動に受身的な立場でかかわるのではなく、繰り返しの活動を経験することから主体的なかかわりへと変容し、自信をもって活動に参加できている。
- 園児と児童がともに成長できるような活動となるよう、保育士と教師と一緒に指導計画を作成し、活動に参加している。指導計画作成に当たっては、教育活動や保育活動と同様、活動後の振り返りや評価を次へのプランづくりに生かすということから、年度末に交流活動を通じた評価と次年度の方向性を明らかにし、次年度の取組に生かす。

<平成20年度交流活動計画の例>

時期	主な活動	1年生のねらい	5歳児のねらい	4歳児のねらい
6月	保育所で1年生が考えた遊びをグループに分かれて楽しむ	園児に親しみを持ち、自分達が考えた遊びを園児と共楽しむ	交流を通して1年生に親しみ、遊び方を教えてもらい楽しむ	交流活動の内容を理解し、グループのメンバーに親しみ、かかわる
9月	小学校探検を楽しむ	園児に小学校内を案内し、園児が不安に感じることなく探検を楽しむ		
10月 11月	身近な物や自然物を使って遊ぶ	色々なアイデアをいかし遊び方を広げながら、園児と遊ぶことを楽しむ	自然物を使って遊ぶことの面白さを1年生と共有し遊びの場が広がる	1年生との触れ合いを通して、自然物を使って遊ぶことを楽しむ
2月	小学校で開催	1年生コーナーで	小学校全体の雰囲気	小学校という場

	する久原フェスタに園児が参加する	遊びを楽しむとともに、来校した園児が楽しめるよう、やさしく接する	気から刺激を受け、遊びに生かそうとする	所に魅力を感じ、体験できるコーナーでは取り組むことを楽しむ
1月 2月 3月	最後の交流活動を楽しむ	最後の交流活動を通して、小学校生活の楽しさを園児に知らせる	1年生との触れ合いの中で、小学生になることへの期待を持つ	小学生に対する親しみを深めるとともに、来年度の交流活動に対する期待を持つ

< 交流活動の打ち合わせの例 >

時期	主な内容	参加者	備考
1学期 前半	4月 ・担任紹介 ・前年度の取組の評価 ・今年度の基本コンセプト ・交流活動の年間計画の概要検討（小から提案） ・第1回目の交流活動の素案検討  * 検討資料はあらかじめ、FAXやメールで送付し、相互に検討しておく	校長 園長 1年担任 1年長組担任 年中組担任	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新年度の交流計画の検討は新しい年度の体制が動き出してからスタトとなる。（前年度末までに成果と課題を明らかにしておく）</li> <li>・打ち合わせには双方の校長、園長が出席し、可能な限り、その場で判断し、打ち合わせの効率化を図る。</li> <li>・勤務状況から午睡の時間を活用する保育所で行うことが多い。40分程度の時間設定に留意したい。</li> </ul>
交流授業のおよそ1か月前を目処に設定	第〇回交流活動の実施案の検討 小学校側からおまかな指導演を送付し、事前に検討しておく。検討の視点としては次のようなことが挙げられる。 ・学習活動（興味関心、時間配分等） ・使用する道具 ・教師と保育士の役割分担  ・前回の交流活動の成果 ・児童や園児に見られる変化についての情報交換	校長 園長 1年担任 1年長組担任 年中組担任	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交流会場は小学校の場合が多いので、保育士に現場で活動を考えてもらうため小学校で打ち合わせを行うことが必要となる。その際、保育所側は無理のないスタッフが参加する。</li> <li>・危険性、死角など園との環境の相違に留意する</li> <li>・協働でつくる保育や授業が園児や児童にもどのような成長をもたらしているかを話題にし、園児や児童の育ちの状況を相互に学び合う。</li> </ul>

**(3) 教職員の交流**

○毎年夏季休業期間中に小学校の初任教师が保育所で、1週間の保育実習に臨んでいる。この事は教師にとって保育所の園児の園生活を知る機会となっている。また、保育士も小学校の教育活動に関心をもち、機会ある度に学校行事や学校公開等を通して教育活動を見学し、保育の参考にしている。

<参考> 小学校教師の保育実習の位置づけ

1. 公立小学校の教師は初任者研修が義務づけられており、東京都においてボランテ

ィア活動への参加を必修とした上で研修の手引きにおいてボランティア活動の例示として東京都福祉保健局所管施設での体験研修が示されている。このことを踏まえ、小学校において保育所での保育実習を研修として位置付けて取り組む。

#### ○東京都公立学校初任者研修実施細目 抜粋

##### (2) 課題別研修

- ①課題別研修は、校外において幅広い経験を得させるため、東京都教育委員会又は区市教育委員会の作成する計画に基づいて、校長が、初任者に課題を選択させて、実施する。
- ②課題は、次のとおりとし、ボランティア活動への参加は必修とする。
  - ア ボランティア活動への参加（必修）（以下略）
- ③校長は、初任者に、上記課題のうちから2～3課題を選択させ、一つの課題につき2～5日程度、合計7日程度（半日を1単位とし、計14単位）の研修を受けさせる。ただし、養成塾修了者には、上記の課題のうちから1課題（ボランティア活動への参加）について2日程度（半日を1単位とし、計4単位）の研修を受けさせる。
- ④課題別研修は、長期休業中に集中して実施することができる。

2. 研修対象の教師は保育所と事前に打ち合わせを行う。

#### (4) 課程編成・指導方法の工夫

- 幼児教育での遊びを通じた総合的な指導から教科教育等を中心とした小学校教育への円滑な移行が可能となるよう、入学当初、生活科と他教科との合科的・関連的な指導を取り入れている。
- 平成23年度から完全実施される小学校学習指導要領の生活科の解説において次のとおり示されており、この趣旨を踏まえ、創意工夫を一層進める必要がある。

##### 《小学校学習指導要領解説 生活編 抜粋》

今回の改訂において加えられた、「第1学年入学当初においては、生活科を中心とした合科的な指導を行うなどの工夫をする」とは、上記の第3と関連が深い。児童の発達の特性和各教科等の学習内容から、入学直後は合科的な指導などを展開することが適切である。例えば、4月の最初の単元では、学校を探検する生活科の学習活動を中核として、国語科、音楽科、図画工作科などの内容を合科的に扱い大きな単元を構成することが考えられる。こうした単元では、児童が自らの思いや願いの実現に向けた活動を、ゆったりとした時間の中で進めていくことが可能となる。大単元から徐々に各教科に分化していくスタートカリキュラムの編成なども効果的である。

このように総合的に学ぶ幼児教育の成果を小学校教育に生かすことが、小1プロブレムなどの問題を解決し、学校生活への適応を進めることになるものと期待される。入学当初の生活科を中核とした合科的な指導は、児童に「明日も学校に来たい」という意欲をかき立て、幼児教育から小学校教育への円滑な接続をもたらしてくれる。

## 4 成果

- 交流活動を通して保育士は小学校1年生が学ぶ内容や、保育所と異なる小学校の指導方法を知ることができた。そして単に小学校の活動を取り入れるのではなく、それらを踏まえた上で幼児の育ちに即した内容を見極めて保育に取り組むことができるようになった。
- 連携によって顔見知りになった小学生は、学校の帰りに保育所に立ち寄ることもある。

このような日常的なかかわりも連携の成果といえる。地域の子ども達の自然なかかわりが生まれると、保護者を通して大人も地域に目が向きそのことが地域力となり、地域全体が子どもの育つフィールドだという意識を共有することにつながる。

- 保育所の園児は交流活動を通して成長を具体的にイメージすることができる。児童は年下の子とかかわることで思いやりの気持ちを育てることができる。

## 5 課 題

- 保育所も小学校も職員の異動があるため、交流の意義や方法などを組織として定着させて行く必要がある。
- 現在は保育所と小学校が独自で行っている交流活動であるが、行政の支援を受けることにより更なる発展が望まれる。



## 【東京都中央区】

### 1 地域の状況

- 本区は東京都心に位置し、様々な事業所等が数多く存在しており、昼夜の人口差が大きいという特徴がある。しかし、近年臨海部の大規模集合住宅建設ラッシュに伴い、区全体としては人口増に転じている。
- 本区に所在する幼稚園はすべて公立であり、かつ小学校と同一敷地内にあるという特色を生かした連携を進めている。

【区内の幼稚園数・小学校数及び内訳】

H20.4.1 現在

幼稚園数：13（公立：13）
小学校数：16（公立：16）
（参考）
保育所数：15（公立：12 私立：3）

### 2 取組のねらい

- 幼稚園、小学校での教育について情報交換をすることにより、教師の資質向上を図るとともに、小学校への円滑な接続を図っていく。
- それぞれの教育課程、指導計画等をもとに、年間の交流及び連携計画をたて、幼児、児童及び教師の交流を推進していく。

### 3 実践の展開

#### （1）連携概要

- 幼児と児童の交流、教師同士の交流等を実施する。特に、幼稚園と小学校が同一敷地内にある利点を生かし、日常的な交流が行われている。
- 連携する幼稚園、小学校において、生活習慣のつながり、集団の遊び、学習の接続の視点等から教育課程の編成や指導法を工夫する。

#### （2）子ども同士の交流活動

- 幼稚園、小学校が同一敷地内にあるため、休み時間等には遊びを通しての交流が見られる。まさに、自然発生的な交流であるといえる。
- さらに、お互いの行事に招待し合ったり、特別活動では、たてわり班活動を充実させたりするほか、生活科をはじめ様々な学習において、一緒に活動することを計画的に行っている。
- 活動に当たっては、幼児がお客さんとなることなく、ともに学び合うことができるような活動を心がけている。
- これらの活動を通して、幼児は小学生に憧れの気持ちを抱くとともに将来の目標をもつ。また、小学生は幼児のお世話を通じて自分に自信をもつということが期待できる。

#### （3）教職員の交流

- 教育委員会主催の保育所を含めた幼・保・小連絡会を年2回開催（1月と6月）し、それぞれの立場から情報交換するとともに、相互の要望を出し合う場となっている。保育所には保育所所管部局が開催の案内をしている。
- さらに、地区の実態や課題に対応するとともに近接した幼稚園・保育所・小学校の連携をより深めるため、教育委員会主催の地区別の（日本橋、京橋、月島）幼・保・小合同研修会を年1回（任意）実施している。
- 教育委員会が主催する研修会の他、各施設においても積極的な交流が図られている。
  - ・小学校の校内研修会や研究会に幼稚園教師が参加し、児童の成長や変容、あるいは幼稚園教育で身に付けたいもの等について意見交換している。

- ・幼稚園と小学校が同一敷地内にあり、相互に日々の活動を見ることで相互理解が深まっていている。特に、小学校教師は1年間を通じて幼稚園での幼児の生活の様子を知ることができ、入学後の指導に生かすことができる。また、幼稚園教師は小学校での生活を知るとは修了間際の幼児の指導に有益であるとともに、担任した幼児の成長する姿も見ていくことができる。
- ・さらに、教師同士の日常的な交流を通じて意見交換しやすい雰囲気がつくられている。

#### （４）課程編成・指導方法の工夫

- 幼稚園の様々な活動が、小学校のどの教育活動につながっていくのかを相互理解し、その上でそれぞれの教育課程を編成する必要がある。
- どちらかが一方的に要望するのではなく、幼稚園と小学校がそれぞれの立場から盛り込みたい内容を提案し、調整を図るべきである。
- これらを踏まえつつ、各施設での課程編成や指導方法の工夫に資するとともに、家庭と連携した接続期の教育の一層の充実を図るため、中央区においてリーフレット「幼児のよりよい育ちをめざして 保育所・幼稚園から小学校へつなげる家庭との連携」を作成した。

##### 【概要】

- ・「0歳から小学校入門期までの発達」の項目を設け、子どもの発達の過程の大きな流れを示すとともに、保育所・幼稚園のねらい、基本的な生活習慣や主体的な態度などの幼児期に育てたいことを記載
- ・保育所、幼稚園での生活が小学校以降の生活にどのようにつながっていくのかについて、①生活習慣のつながり、②集団での遊び、③学習の接続の観点から記載

## 4 成 果

- 幼稚園、小学校を連続した9年間と捉えることにより、双方の意見を出し合いながら、段階的な指導計画を作成することが可能となった。
- 教師同士の相互理解があるため、保育や授業での交流だけでなく双方の研究会等への参加も日常的に行われるようになり、結果として教師一人ひとりの資質が向上した。

## 5 課 題

- 小学校の幼稚園教育への理解や配慮がまだまだ十分ではない。特定学年との交流等、要望を一方的に幼稚園に伝え、「連携」をしているという地域があることから、「連携」とはそれぞれの役割を果たした上に成り立つものであることを周知徹底する必要がある。
- 年間を見通した計画的・継続的な交流であること。イベント的なものや単発的なものばかりであってはならない。
- 幼児・児童や教師同士の交流だけでなく、家庭教育との連続性を考えなければならない。そのためには、保護者の視点を計画に反映させていく必要がある。

## 【大阪府門真市内の私立幼稚園】

### 1 地域の状況

【市内の幼稚園数・小学校数及び内訳】

H20.4.1 現在

幼稚園数：12（公立：4 私立：8）
小学校数：15（公立：15）
（参考）
保育所数：16（公立：7 私立：9）

### 2 取組のねらい

- 交流活動を通し、小学校進学への期待を膨らませ、親子共に安心して入学を迎えられるようにする。
- 教師間交流を行うことで一人ひとりの子どもの理解を深め、入学前及び入学後の姿を相互理解する。
- 卒園後の育ちを見守り、幼稚園の教育活動の見直しをする。

### 3 実践の展開

#### （1）連携概要

- 私立幼稚園である本園では、教育委員会を通じた連携ではなく、本園と各小学校という施設間での連携を行っている。
- 本園は門真市・大阪市・大東市・東大阪市との境界にあり、例年20校ほどの小学校へ進学するため、連携活動は地元3小学校を主としている。教師間の交流については地元3小学校を中心に、必要に応じて小学校全校と行っている。進学前の引継ぎだけでなく進学後の連絡会を幼稚園からお願いし、幼稚園教育を振り返る機会をもっている。
- 本園独自の活動として、1年生対象の「小学校入学後の生活や幼稚園生活を振り返ってのアンケート」を実施し、幼稚園教育の改善に生かしている。
- 幼児期から児童期までの子育て支援と幼小連携活動の必要性を啓発するために、年2回幼小連携機関紙を発行し、在園児と6年生までの卒園児及び各小学校・教育委員会へ送付している。こうして、卒園後も卒園児や保護者が園の行事に参加しやすいようにしている。

#### （2）子ども同士の交流活動

年間を通し、地元3小学校との交流ができるようにカリキュラムに取り入れ、5歳児を基本に小学生とのかかわりをもつ。一回限りのイベントにせず、できるだけ同じ児童との継続したかかわりがもてるようにする。

<取組例>

- |     |  |
|-----|--|
| 6月  | 小学校児童会活動への招待を受けて年長児が参加する。児童が企画したゲームをグループに分かれ参加する。学校によっては、小学生との合同グループを作って回ることもある。       |
| 11月 | 小学校の作品展を見学して校内で遊ぶ。小学生と幼児の混合グループを作り一緒に遊んだり、教室を案内してもらったりする。                              |
| 1月  | 幼稚園の餅つき大会に5年生を招待する。グループに分かれて餅つきをするだけでなく、季節に合った遊び（カルタ、凧上げ、こま回し、書き初め、縄跳び、ドッジボールなど）を楽しむ。  |
| 2月  | 地元3小学校に小学校見学に行く。1年生の授業を参観・参加し、特別教室や保健室、職員室など学校特有の場所を見る。学校によってはグループに分かれ児童が案内してくれることもある。 |

### （３）教職員の交流

- 地元３小学校が中心ではあるが、多数進学している小学校や見守りが必要な児童のいる小学校とはできるだけ連携を行う。
- 幼稚園の教師が小学校の生活を感じ取れるよう小学校の行事や参観に参加する機会を大切にしている。

#### <取組例>

- 7月 可能な小学校とは進学した子どもについての連絡会を行う。
- 8月 地元小学校の新任教师が幼稚園の施設見学をする。
- 1月 小学生との餅つき大会の目的、活動内容などを打合せする。
- 2月 小学校の教師（教頭や特別支援学級担当者など）が進学予定者の様子を見学する。その後個人の発達や配慮点などについての連絡会を行う。進学することや小学校生活に不安を感じている保護者と小学校をつなぎ、三者で共通理解をする。
- 3月 子どもの特性や配慮点などを進学予定の小学校に伝え、小学校入学当初の指導の参考にしてもらう。

### （４）課程編成・指導方法の工夫

- 1年生対象の「小学校入学後の生活や幼稚園生活を振り返ってのアンケート」を実施し、教育課程の改善に生かしている。
- 幼小連携機関紙を発行し、運動会や祭り、小学生の参加可能な幼稚園開放日の案内をして、幼稚園に参加できる機会をつくっている。

#### <取組例>

- 4月 学級担任が入学式に参加する。
- 5月 幼稚園開放日「にこにこパーク」を実施する。普段は6歳までを対象としているが、年に2回（5月と11月）は小学生の参加できる内容を取り入れる。
- 6月 小学校の参観日に幼稚園の教師が参加する。
- 7月 幼小連携機関紙を発行・送付する。  
1年生対象の同アンケートを送付する。  
幼稚園の夏祭りに招待する。
- 8月 1年生対象の同窓会を行い、同アンケートを回収する。
- 10月 小学校校長に幼稚園の運動会を参観していただく。卒園児も参加できるプログラムを取り入れる。幼稚園の教師が小学校の運動会を参観し、子どもの様子を知る。
- 11月 アンケート結果を在園児保護者に配布する。結果を見た感想も回収し、まとめて報告をする。  
小学校のオープンスクールを幼稚園の教師が参観する。
- 1月 幼小連携機関紙を発行・送付する。1年生にはアンケート結果を同封する。
- 2月 小学校校長に年長児保護者対象の講演会（小学校の生活についてや入学に向けての心構えなど）をしてもらう。
- 3月 小学校校長に幼稚園の卒園式に参加してもらう。幼稚園の教師が地元小学校の卒業式に参加する。

## 4 成 果

### 【園児】

- 小学校に行くだけでも教室や校庭を見たりチャイムを耳にしたり、また児童や小学校教師が気軽にかかわることで小学校というものを自分なりに理解するようになり、進学への不安が減り期待が増しているように感じる。

- 小学生から刺激を受け、憧れの気持ちを持ったり経験したことを遊びに取り入れたり、異年齢児とのかかわりの中でその力を発揮している。
- 幼稚園の教師が小学校の生活を知り、年長クラスの保育に少しずつ反映していくことで小学校との段差が緩やかになり、移行しやすくなっているように思う。

**【保護者】**

- アンケート結果や感想などからも、小学校のことを子どもが理解することで保護者自身の不安が減っていることがわかった。
- 幼小連携機関紙での学校紹介や卒園児の近況報告を見て、保護者自身が自分の姿を振り返ったり小学生の様子に興味をもつ、よいきっかけとなっている。
- 幼稚園の教師が少しずつ小学校のことを理解するようになり、保護者とのかかわり方や懇談内容などを工夫することで、保護者が幼稚園と小学校の違いを受け入れやすくなり、負担が減っているように感じる。

**【教師】**

- 児童会活動や参観などの行事に参加したり、教師間交流活動を通して小学校生活を目にすることで、小学校・小学生への理解が進んだ。
- 「幼稚園で育てる」という完結を求めるのではなく、幼稚園から小学校への流れを感じられるようになり、卒園後の子どもの姿から幼稚園の在り方を振り返るようになっている。

**5 課 題**

- 私立幼稚園と公立小学校との連携ということで、なかなか進まないことが現実である。こちらからの投げかけを受け入れてもらえる小学校教師の理解が必要で、連携活動の必要性がお互いを感じられるように活動を進めていかなければならない。
- 小学校と幼稚園、それぞれの生活の流れ、活動の目的、援助の仕方や子どもの発達への考え方など様々な点においてお互いを知っていく必要性を強く感じる。まずはお互いの生活への参観・参加を行い、互いを知っていくことから始める必要がある。
- 幼稚園が行っている幼小連携機関紙の発行や卒園児へのアンケートなど、小学校や保護者へ啓発していけるところを今後も活かしていく。
- 私立幼稚園が多くを占めている大阪府の特色を踏まえると、幼小連携が公立同士だけの活動にならないように必要性を発信しながら活動を進めていく必要がある。また同時に幼稚園と保育所との交流を図り、共に小学校との連携を求めていきたい。

（参考）

**1. 小学校入学後の生活や幼稚園生活を振り返ってのアンケート**

卒園した1年生親子対象に7月に行っている。平成20年度の質問内容については下記の通り。アンケート結果は在園児の保護者、近隣の小学校や教育委員会にも配布している。

- 子ども対象の質問
  - ・小学校は楽しいですか？
  - ・友だちはできましたか？
  - ・給食は残さず食べていますか？
- 保護者対象の質問
  - ・幼稚園生活を振り返っていかがですか？
  - ・幼稚園と小学校の違いで戸惑ったことは？
  - ・幼稚園教育に望むことは？
  - ・小学校教育に望むことは？
  - ・幼小連携についてどう思いますか？

## 2. 幼小連携機関誌

幼児期から児童期までの子育て支援と幼小連携活動の必要性を啓発するために、年2回（7月・1月、A2版、オールカラー刷り）発行し、在園児と6年生までの卒園児及び各小学校・教育委員会へ送付している。編集に当たっては毎号編集委員が内容を検討し、多数写真を載せることでそれぞれの様子が伝わりやすくしている。

○記事の内容

- ・ 園長先生のメッセージ
  - ・ 幼小連携活動の様子
  - ・ 幼稚園の活動報告
  - ・ 先輩保護者の子育て奮闘記
  - ・ 同窓会の様子
  - ・ 小学校紹介、校長先生のインタビュー
  - ・ 保護者会活動報告
  - ・ 卒園児の近況報告
  - ・ 先生の子ども時代の話
- など

## (補足資料)

## 各地域における事業等一覧

## 1 教職員の交流

地域等名	事業等名	概要
栃木県	幼・保・小教職員相互職場体験研修	幼児教育センターが私立幼稚園、保育所も対象とした研修として平成14年度より行っている。小学校と近くの幼稚園・保育所が協力し、互いに教職員を相手方に派遣し職場体験を行う。
	幼・保・小教職員合同研修	教職員が子どもの姿や指導の在り方等の具体的なテーマについて合同で協議する。実際の指導に生かすことを目的に入学後の早い時期に開催している。
山口県	幼児教育長期研修	小学校の教員を1年間幼稚園に派遣し（夏季休業中等の一定期間、保育所での研修を含む）、幼児期の指導及び幼児期の育ちを踏まえた小学校低学年での指導の在り方について研修し、本県における幼保・小一貫指導の推進に資する人材を育成することを目的としている。
阿久比町 (愛知県及び阿久比町)	保育所体験研修と保育士・幼稚園教師による小学校学習指導補助	各施設での子どもの生活の様子や教育内容を教師・保育士が知ることから始め、子どもの育ちは幼保小と分かれているのではなく連続しているという認識に立ち、それぞれの成長の過程での指導の在り方を考える機会とする。
横浜市	幼・保・小教育連携研修会	幼稚園、保育所、小学校、特別支援学校の教職員を対象に実践に基づいた保育や教育の研究発表を通して相互理解を深め、より充実した教育連携を図ることを目的に実施している。
	幼・保・小教育交流事業	全区（18区）を対象とし、各区が地域の実態に応じて取り組んでいる。
大津市	幼児教育ゼミナール	幼児教育の今日的課題について講演会や分科会を設定し研修する。
	幼年期教育部会	大津市教育研究所が主催する自主参加の研究会であり、市内の公立保育所から幼稚園、小学校の教師が一同に集える共通部会である。
松本市 (松本市及び芝沢小学校区内の公立保育所と公立小学校)	幼稚園長・保育所長・小学校長合同懇談会	幼稚園・保育所・小学校・特別支援学校の管理職の立場にあるものが一堂に会して協議することを通して、幼児教育の一層の充実と発展を図るために、地方公共団体と関係団体が連携して研修として実施している。
	小学校教師の幼稚園・保育所への参観・保育体験研修	幼稚園・保育所から小学校への子どもの『滑らかな接続』を図るために、小学校教師が園へ行って園児の遊びの姿や保育士の支援の在り方等を学び、それぞれの教育が繋がっていることを理解し、小学校での支援に生かす機会としている。
	幼稚園・保育所の教職員の小学校参観と懇談	小学校への入学に際して、入学先の学校と個々の子どもの情報を連絡する機会、入学後の子どもの授業への取組の様子を見聞きする懇談を通して、子どもの育ちの支援のあり方を考え合う機会としている。
	幼保小の交流教育を取り入れた公開授業を柱とする研究集会	幼年期の子どものために、研究ならびに事業を行い、その振興発展を図ることを目的として昭和39年に発足し、以後毎年実施している。

	の開催	
東京都中央区	幼・保・小連絡会	情報交換や相互の要望を出し合う場となっている。年2回開催。
	地区別の幼・保・小合同研修会	地区の実態や課題に対応するとともに近接した幼稚園・保育所・小学校の連携をより深めるため、年1回（任意）開催している。

## 2 課程編成・指導方法の工夫

地域等名	事業等名	概要
山口県	指導資料「つながる子どもの育ち」	山口県教育の基本目標である「夢と知恵を育む教育の推進」の具現化を図るための指導体制づくりの一環として、保育所や幼稚園から小学校への円滑な移行を図るため、子どもの育ちや学びを連続的にとらえ、一貫した指導を行う際の手がかりとなる指導資料『つながる子どもの育ち』を策定した。
横浜市	幼児教育研究事例集の作成	幼児教育と小学校教育の円滑な接続のために、幼稚園、小学校の教師及び保育所の保育士で実践した内容を取り上げ、子どもの育ちの連続性の観点から合同で研究し、幼児教育研究事例集を作成し、保育・教育に反映する。
	幼児教育と小学校教育との接続に関する研修会	幼稚園・保育所・小学校・特別支援学校の教師や保育士を対象に、子どもの育ちと学びの連続性を確保することを目的に、幼児教育と小学校教育との接続に関する研修会を実施している。

## 3 その他

地域等名	事業等名	概要
愛知県 (愛知県及び阿久比町)	「子どもたちのすこやかな育ちを支える幼稚園・保育所と小学校の連携の在り方」の冊子の作成	教職員の相互理解を深め、各施設での連携の参考となるよう「子どもたちのすこやかな育ちを支える幼稚園・保育所と小学校の連携の在り方」の冊子を作成している。
横浜市	幼児教育推進協議会	「幼児教育推進協議会」を設置し、幼児教育と小学校以降の教育の充実及び連携の推進を図るための協議を年2回実施している。
	幼・保・小教育交流事業（「1 教職員の交流」再掲）	行政区を単位とした18区すべての地区において、教職員の相互理解を深めるとともに幼児教育と小学校以降の教育の連携と充実を図るための交流事業を実施している。
	幼・保・小連携推進地区事業	幼児教育と小学校教育との円滑な接続と双方の教育の充実を目指し、各施設が協働で連携教育に取り組み、その成果を区内の幼児教育及び小学校教育に反映させることを目的として実施している。
大津市	「開かれた学校園づくり推進校園（校種間連携・接続の改善）」事業	幼児期における教育の成果が、小学校につながっていくことが大切であることから、教師が、幼児と児童の実態や指導のあり方について相互理解を深めたり、幼児と児童が交流するなど、連携の強化を図ることを目的としている。
北九州市	幼保小連携事業	子どもの発達や学びの連続性を踏まえた計画的な指導



		や交流活動など、より効果的で質の高い連携のあり方について、実践校区において実践・研究を行う。
松本市 (松本市及び芝沢小学校区内の公立保育所と公立小学校)	幼保小の連携についての実態調査	全幼稚園・全保育所・全小学校に幼保小の連携にかかわるアンケート調査を実施し、市全体の状況を把握しながら、公開研究授業内容や研究協議の議題に盛り込むなどしている。
	全市統一した「保護者向け入学の手引き」の作成と配布	園児・児童、保護者に関わってきた保育士・小学校担任の立場から、入学にあたっての留意事項等を盛り込んだ保護者向け手引書を作成・配布している。
	「小学校入学予定児童調査用紙」の作成と活用	次年度、小学校入学について指定校入学か指定校以外の学校への入学か等を確認するために、共通の調査票を作成し、小学校との連携に生かしている。(幼稚園・保育所から6月に保護者あてに配布・調査)

## (参考)

## ○都道府県の調査研究事業を活用して連携を推進している事例

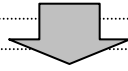
地域等名	事業等名	概要
熊谷市 (熊谷市及び吉岡小学校区)	平成18・19年度に埼玉県教育委員会が実施した「幼稚園・保育所(園)と小学校の連携推進事業」の研究を委託	研究テーマを「『生きる力』の基礎、『学び』の基礎の育成—小学校以降の学習と生活の基盤は、幼児期の豊かな遊びと学びから—」と定め、小学校への滑らかな接続を図るための実践的な研究を行う。吉岡小学校区では、研究の中で、連携カレンダーの作成、学校行事や委員会活動等の中での交流活動、生活科の生活科等の教科の中での交流活動等を行った。

## ○施設間における連携事例

地域等名	概要
東京都大田区内の公立保育所と公立小学校	当園では「互惠」と「学びの連続性」を大切にし、園児と児童の交流活動を中心とした連携に取り組んでいる。交流活動の実施に当たっては、互いに指導計画を持ち寄って打合せを行うなどしている。 子ども同士の交流活動を通して教師と保育士がそれぞれの立場でともに考えることにより、相互の指導方法等の相互理解を深める機会となっている。
大阪府門真市内の私立幼稚園	1年生対象の「小学校入学後の生活や幼稚園生活を振り返ってのアンケート」を実施し、幼稚園教育の改善に生かしている。 幼児期から児童期までの子育て支援と幼小連携活動の必要性を啓発するために、年2回幼小連携機関紙を発行し、在園児と6年生までの卒園児及び各小学校・教育委員会へ送付している。こうして、卒園後も卒園児や保護者が園の行事に参加しやすいようにしている。

# 保・幼と小における連携

子どもが保育所や幼稚園等から小学校への生活の変化にうまく適応できず、学級がうまく機能しない状況がみられる。

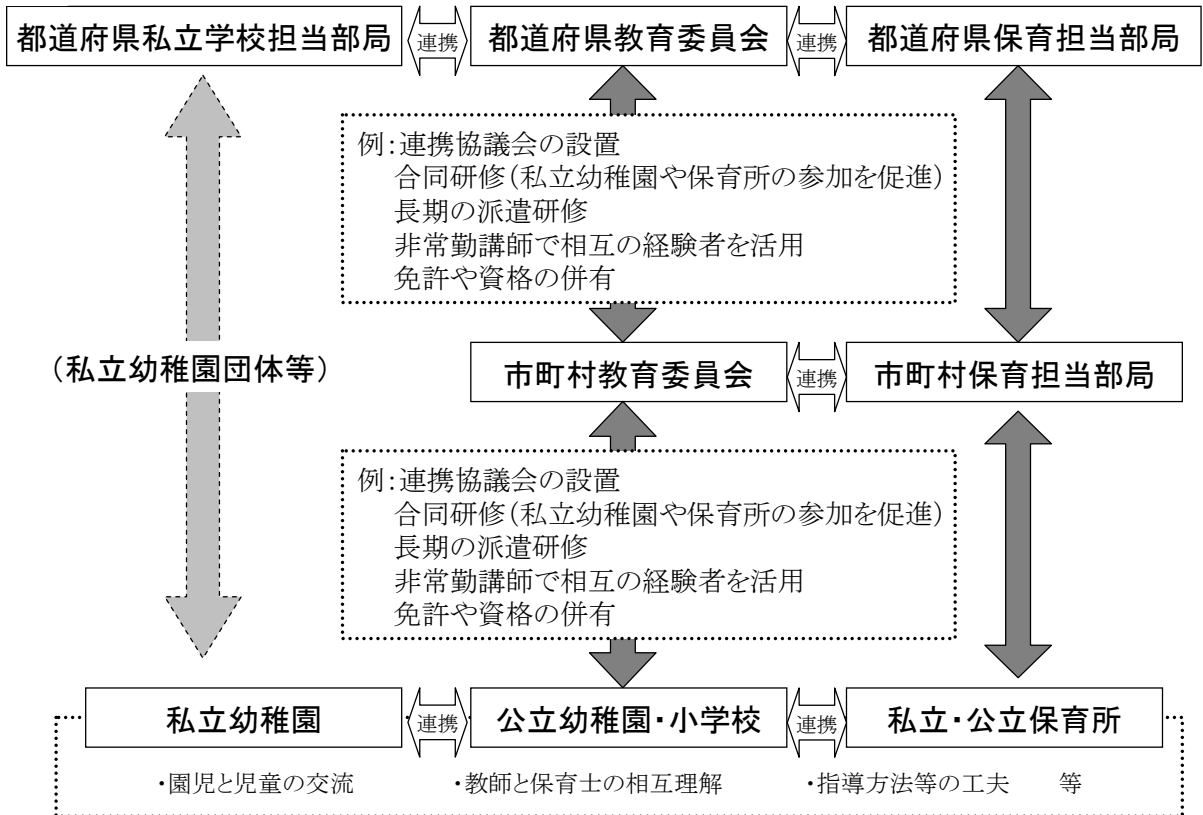


遊びを中心とした保育所・幼稚園等の教育と時間割に基づく教科等の学習を中心とした小学校教育との円滑な接続のため、地域の実情に応じて創意工夫を生かした連携が大切

## 【地方公共団体の支援の下での連携】

各施設担当部局が連携し、地方公共団体として支援することが大切

<連携例>



## 【各施設での連携の推進】

計画的・組織的な連携が大切

- ・連携担当者の決定等の体制整備
- ・年間計画の作成
- ・以下の①～③の相互の関連
  - ①園児と児童の双方にとって意義のある交流活動
  - ②保育士と幼稚園、小学校の教師の相互<sup>68</sup>交流を通じた相互理解
  - ③保育課程・教育課程の編成、指導方法の工夫

## 《参考資料 1》

### 保育所保育指針、幼稚園教育要領、小学校学習指導要領等（関係箇所抜粋）

#### 【保育所】

#### ○保育所保育指針（平成20年3月28日厚生労働大臣告示）

##### 第一章 総則

##### 3 保育の原理

##### （一）保育の目標

ア 保育所は、子どもが生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期に、その生活時間の大半を過ごす場である。このため、保育所の保育は、子どもが現在を最も良く生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培うために、次の目標を目指して行わなければならない。

##### （二）保育の方法

ア 一人一人の子どもの状況や家庭及び地域社会での生活の実態を把握するとともに、子どもが安心感と信頼感を持って活動できるよう、子どもの主体としての思いや願いを受け止めること。

エ 子ども相互の関係作りや互いに尊重する心を大切にし、集団における活動を効果あるものにするよう援助すること。

##### 4 保育所の社会的責任

（二）保育所は、地域社会との交流や連携を図り、保護者や地域社会に、当該保育所が行う保育の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

##### 第三章 保育の内容

##### 2 保育の実施上の配慮事項

##### （四）三歳以上児の保育に関わる配慮事項

ケ 保育所の保育が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに留意し、幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うようにすること。

##### 第四章 保育の計画及び評価

##### 1 保育の計画

##### （三）指導計画の作成上、特に留意すべき事項

##### エ 小学校との連携

（ア）子どもの生活や発達の連続性を踏まえ、保育の内容の工夫を図るとともに、就学に向けて、保育所の子どもと小学校の児童との交流、職員同士の交流、情報共有や相互理解など小学校との積極的な連携を図るよう配慮すること。

（イ）子どもに関する情報共有に関して、保育所に入所している子どもの就学に際し、市町村の支援の下に、子どもの育ちを支えるための資料が保育所から小学校へ送付されるようにすること。

## 【幼稚園】

### ○学校教育法

第22条 幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。

### ○学校教育法施行規則

第24条 校長は、その学校に在学する児童等の指導要録（学校教育法施行令第31条に規定する児童等の学習及び健康の状況を記録した書類の原本をいう。以下同じ。）を作成しなければならない。

2 校長は、児童等が進学した場合においては、その作成に係る当該児童等の指導要録の抄本又は写しを作成し、これを進学先の校長に送付しなければならない。

3 校長は、児童等が転学した場合においては、その作成に係る当該児童等の指導要録の写しを作成し、その写し（転学してきた児童等については転学により送付を受けた指導要録の写しを含む。）及び前項の抄本又は写しを転学先の校長に送付しなければならない。

### ○幼稚園教育要領（平成20年3月28日文科科学大臣告示）

#### 第1章 総則

#### 第2 教育課程の編成

幼稚園は、家庭との連携を図りながら、この章の第1に示す幼稚園教育の基本に基づいて展開される幼稚園生活を通して、生きる力の基礎を育成するよう学校教育法第23条に規定する幼稚園教育の目標の達成に努めなければならない。幼稚園は、このことにより、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとする。

#### 第3章 指導計画及び教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項

##### 第1 指導計画の作成に当たっての留意事項

##### 1 一般的な留意事項

(9) 幼稚園においては、幼稚園教育が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うようにすること。

##### 2 特に留意する事項

(5) 幼稚園教育と小学校教育との円滑な接続のため、幼児と児童の交流の機会を設けたり、小学校の教師との意見交換や合同の研究の機会を設けたりするなど、連携を図るようにすること。

## 【小学校】

### ○小学校学習指導要領（平成20年3月28日文科科学大臣告示）

#### 第1章 総則

#### 第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

2 以上のほか、次の事項に配慮するものとする。

(12) 学校がその目的を達成するため、地域や学校の実態等に応じ、家庭や地域の人々の協力を得るなど家庭や地域社会との連携を深めること。また、小学校間、幼稚園や保育所、

中学校及び特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習や高齢者などとの交流の機会を設けること。

## 第2章 各教科 第1節 国語

### 第3 指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(6) 低学年においては、生活科などとの関連を積極的に図り、指導の効果を高めるようにすること。特に第1学年においては、幼稚園教育における言葉に関する内容などとの関連を考慮すること。

## 第2章 各教科 第5節 生活

### 第3 指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(3) 国語科、音楽科、図画工作科など他教科等との関連を積極的に図り、指導の効果を高めるようにすること。特に、第1学年入学当初においては、生活科を中心とした合科的な指導を行うなどの工夫をすること。

2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

(3) 具体的な活動や体験を行うに当たっては、身近な幼児や高齢者、障害のある児童生徒などの多様な人々と触れ合うことができるようにすること。

## 第2章 各教科 第6節 音楽

### 第3 指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(4) 低学年においては、生活科などとの関連を積極的に図り、指導の効果を高めるようにすること。特に第1学年においては、幼稚園教育における表現に関する内容などとの関連を考慮すること。

## 第2章 各教科 第7節 図画工作

### 第3 指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(5) 低学年においては、生活科などとの関連を積極的に図り、指導の効果を高めるようにすること。特に第1学年においては、幼稚園教育における表現に関する内容などとの関連を考慮すること。

## 第3章 道徳

### 第2 内容

〔第1学年及び第2学年〕

2 主として他の人とかかわりに関すること。

(2) 幼い人や高齢者など身近にいる人に温かい心で接し、親切にする。

## 第6章 特別活動

### 第3 指導計画の作成と内容の取扱い

2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

- (4) [学校行事]については、学校や地域及び児童の実態に応じて、各種類ごとに、行事及びその内容を重点化するとともに、行事間の関連や統合を図るなど精選して実施すること。また、実施に当たっては、異年齢集団による交流、幼児、高齢者、障害のある人々などとの触れ合い、自然体験や社会体験などの体験活動を充実するとともに、体験活動を通して気付いたことなどを振り返り、まとめたり、発表し合ったりするなどの活動を充実するよう工夫すること。

## 【認定こども園】

### ○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第一項第四号及び同条第二項第三号の規定に基づき、文部科学大臣と厚生労働大臣とが協議して定める施設の設備及び運営に関する基準(平成18年8月4日 文部科学省・厚生労働省告示)

#### 第五 教育及び保育の内容

#### 六 小学校教育との連携

認定こども園は、次の1から3までに掲げる点に留意して、小学校教育との連携を図らなければならない。

- 1 子どもの発達や学びの連続性を確保する観点から、小学校教育への円滑な接続に向けた教育及び保育の内容の工夫を図り、連携を通じた質の向上を図ること。
- 2 小学校教育との連携・接続においては、地域の小学校等との交流活動や合同の研修の実施等を通じ、認定こども園の子どもと小学校等の児童及び認定こども園と小学校等の職員同士の交流を積極的に進めること。
- 3 すべての子どもについて指導要録の抄本・写し等の子どもの育ちを支えるための資料の送付により連携する等、教育委員会、小学校等との積極的な情報の共有と相互理解を深めること。

(補足資料)

## 【中学校】

### ○中学校学習指導要領(平成20年3月28日文部科学大臣告示)

#### 第2章 各教科 第8節 技術・家庭 [家庭分野]

#### A 家族・家庭と子どもの成長

(3) 幼児の生活と家族について、次の事項を指導する。

ア 幼児の発達と生活の特徴を知り、子どもが育つ環境としての家族の役割について理解すること。

イ 幼児の観察や遊び道具の製作などの活動を通して、幼児の遊びの意義について理解すること。

ウ 幼児と触れ合うなどの活動を通して、幼児への関心を深め、かかわり方を工夫できること。

エ 家族又は幼児の生活に関心をもち、課題をもって家族関係又は幼児の生活について工夫し、計画を立てて実践できること。

#### 3 内容の取扱い

(1) 内容の「A家族・家庭と子どもの成長」については、次のとおり取り扱うものとする。

ウ (3) のアについては、幼児期における周囲との基本的な信頼関係や生活習慣の形成の重要性についても扱うこと。(3) のウについては、幼稚園や保育所等の幼児との触れ合いができるよう留意すること。

## 第5章 特別活動

### 第3 指導計画の作成と内容の取扱い

2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

(3)〔学校行事〕については、学校や地域及び生徒の実態に応じて、各種類ごとに、行事及びその内容を重点化するとともに、行事間の関連や統合を図るなど精選して実施すること。また、実施に当たっては、幼児、高齢者、障害のある人々などとの触れ合い、自然体験や社会体験などの体験活動を充実するとともに、体験活動を通して気付いたことなどを振り返り、まとめたり、発表し合ったりするなどの活動を充実するよう工夫すること。

## 《参考資料 2》

### 保育所や幼稚園等と小学校の連携に関する主な答申等における記述

#### 1. 保育所や幼稚園等と小学校の連携

○中央教育審議会（答申）「新しい時代を拓く心を育てるために」－次世代を育てる心を失う危機－  
（平成10年6月）

第4章 心を育てる場として学校を見直そう

(1) 幼稚園・保育所の役割を見直そう

(e) 幼稚園・保育所の教育・保育と小学校教育との連携を工夫しよう

幼稚園・保育所から小学校への接続が円滑に行われるようにするため、情報提供の充実や教育内容の一層の連携が求められる。

幼児の親の間には、例えば、「読み書きを覚えさせないと小学校でついていけない」、「小学校で英語教育が始まるから英語教室に通わせる必要がある」、「小学校へ入ったら遊びは終わり」といった不安や誤解もあると言われる。小学校は、幼稚園・保育所との連携を図りながら、実際の学校の姿や教育活動の目指す方向などについて積極的に情報を提供していく必要がある。

幼稚園・保育所での活動の中で大きな比重を占める遊びや体験活動は、小学校教育においても効果的に取り入れられていくべきである。そうした点で、小学校低学年で導入された生活科での取組は成果をあげつつあり、その一層の工夫改善が期待される。他方、幼稚園・保育所においては、卒園近い時期に、小学校への入学を念頭に置いて、皆と一緒に教員や保育者の話を聞いたり、行動したりすることができるように指導することも必要である。こうした教育内容・方法についての連携を進めていくためには、教員や保育者相互の交流や共同の研修の機会を増やし、相互の理解を深め、具体的な改善の方途を共に考えることが必要である。

行政において、幼稚園の教員、保育所の保育者、小学校教員との合同の研修を一層充実していくことが必要である。また、各幼稚園・保育所と各小学校間でも、合同の校内研修を実施したり、行事に際して互いの子どもたちを招待するなど、相互の交流に努めてほしい。

○教育振興基本計画（平成20年7月）

第3章 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策

(3) 基本的方向ごとの施策

基本的方向2 個性を尊重しつつ能力を伸ばし、個人として、社会の一員として生きる基盤を育てる

⑤ 幼児期における教育を推進する

【施策】

◇ 幼児教育全体の質の向上

- ・ 幼児教育の質の向上に向け、教育内容の整合性を図った新しい幼稚園教育要領と保育所保育指針を幼稚園・保育所で平成21年から実施するとともに、子どもの発達や学びの連続性を踏まえ、幼稚園・保育所と小学校の連携を促す。



○就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設について（審議まとめ）

（平成16年12月 中央教育審議会幼児教育部会と社会保障審議会児童部会の合同の検討会議）

1 就学前の教育・保育をめぐる現状と課題

（幼稚園・保育所をめぐる諸課題）

- ・また、子どもの発達は連続していることから、就学前の子どもの対象として、幼児教育・保育を行う施設と小学校との連携強化の必要性が指摘されている。

11 地方公共団体における施設等の認可・監督等の体制

- このため、就学前の教育・保育を行う総合施設については、教育委員会と福祉担当部署との適切な連携に配慮しつつ、地方公共団体の実情に応じて、設置等の認可や監督・管理運営等を行う部署を決定することができるようにすることが適当である。なお、子どもの育ちを一貫して、また、関係機関が連携して支える視点から、小学校を所管する教育委員会や保健・福祉関係機関を所管する部署と幼稚園、保育所、総合施設との連携が図られるようにすることが必要である。

**2. 幼稚園と小学校の連携**

○教育課程審議会（答申）「幼稚園、小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校及び養護学校の教育課程の基準の改善について」（平成10年7月）

I 教育課程の基準の改善の方針

3 各学校段階等ごとの教育課程の編成及び授業時数等

(1) 幼稚園の教育課程の編成及び教育時間等

ア 幼稚園の教育課程の編成

幼稚園においては、幼児の遊びを中心とした楽しい集団生活の中で、豊かな体験を得させ、好奇心をはぐくみ、健康な心と体を育て、幼児期にふさわしい道德性の芽生えを培うなどの教育を通して、小学校以降の生活や学習の基盤を養う必要があると考える。

4 各教科・科目等の内容

(1) 幼稚園

ウ 小学校との連携

小学校以降の生活や学習の基盤は、様々な人との出会い、自然や事物との触れ合い体験など、幼児期の発達にとって必要な事柄を経験することにより育成されるものである。幼児の指導に当たっては、幼児一人一人が幼児期にふさわしい生活を十分に体験できるようにし、物事に進んで取り組む意欲と自信を身に付けさせるとともに、創造的な思考や主体的な生活態度の基礎を培うことに十分配慮することが大切である。また、その際には、小学校における生活科などとの関連に留意し、幼稚園における主体的な遊びを中心とした総合的な指導から小学校への一貫した流れができるよう配慮する必要がある。

○中央教育審議会（答申）「子どもを取り巻く環境の変化を踏まえた今後の幼児教育の在り方について」（平成17年1月）

第2章 幼児教育の充実のための具体的方策

第1節 幼稚園等施設の教育機能の強化・拡大

## 2 発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育の充実

### (1) 小学校教育との連携・接続の強化・改善

遊びを通して学ぶ幼児期の教育活動から教科学習が中心の小学校以降の教育活動への円滑な移行を目指し、幼稚園等施設と小学校との連携を強化する。特に、子どもの発達や学びの連続性を確保する観点から、連携・接続を通じた幼児教育と小学校教育双方の質の向上を図る。

具体的には、幼児教育における教育内容、指導方法等の改善等を通じて生きる力の基礎となる幼児教育の成果を小学校教育に効果的に取り入れる方策を実施する。

その際、例えば幼稚園においては園児の8割近くが私立幼稚園に在園していることなどを踏まえ、市町村教育委員会が積極的役割を果たすなどして、公立・私立の連携を図りつつ実施することが必要である。

#### ア 教育内容における接続の改善

- 幼稚園等施設において、小学校入学前の主に5歳児を対象として、幼児どうしが、教師の援助の下で、共通の目的・挑戦的な課題など、一つの目標を作り出し、協力工夫して解決していく活動を「協同的な学び」として位置付け、その取組を推奨する必要がある。
- 遊びの中での興味や関心に沿った活動から、興味や関心を生かした学びへ、さらに教科等を中心とした学習へのつながりを踏まえ、幼児期から児童期への教育の流れを意識して、幼児教育における教育内容や方法を充実する必要がある。
- 幼稚園教育要領等で幼稚園等施設と小学校との連携の推進等について、より明確化する必要がある。また、これに関連して、将来的には、学校教育法第1条における学校種の規定順序の在り方についても見直すことが望まれる。

#### イ 人事交流等の推進、奨励

- 幼稚園等施設の教員等と小学校の教員の合同研修等を通じて相互理解を深め、教員等の資質向上を図り、きめ細かな教育を展開する必要がある。
- 幼稚園等施設と小学校の双方において、非常勤講師等で相互の経験者を活用することや、人事交流を推進するなどの施策を通じ、より一層、双方の教育の質を高める必要がある。
- 加えて、特に幼稚園と小学校との連携に関しては、人事交流や相互理解を進める上で、教員免許の併有を促進する必要がある。例えば、免許法認定講習等の実施方法の改善について、中核市等への実施主体の拡大、都道府県の認定講習等の実施の拡大等を検討することが望ましい。

#### ウ 「幼小連携推進校」の奨励、幼小一貫教育の検討

- 市町村教育委員会の支援の下に、教員等の人事交流、「協同的な学び」や小学校の生活科等での幼稚園等施設と小学校との合同活動等、連携の取組を積極的に行う幼稚園等施設・小学校を、例えば「幼小連携推進校」として奨励し、その成果や課題に関する情報の提供に努めるなど、各地域に適した連携の強化が進むようにする必要がある。
- 幼稚園等施設の教育と小学校教育の一貫性に配慮した教育の在り方について、現在の連携に関する様々な取組の進展状況、その検証、学校間連携全体の在り方の議論、幼小一貫教育の必要性などを踏まえながら検討する必要がある。

○中央教育審議会（答申）「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について」（平成20年1月）

6. 教育課程の基本的な枠組み

(4) 発達の段階に応じた学校段階間の円滑な接続

- 平成19年6月の学校教育法の一部改正において改められた各学校段階の目的や目標等を踏まえ、各学校段階の教育が果たすべき役割は、次のとおりである。
  - ・ 幼稚園教育は、子どもの基本的な生活習慣や態度を育て、規範意識、思考力、豊かな感性と表現力等の芽生えを養うなど、義務教育及びその後の教育の基礎を培う上で重要な役割を担っている。
  - ・ 義務教育は、子どもの有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培うとともに、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うという極めて重要な役割を果たしている。このため、義務教育においてはすべての子どもに一定水準以上の教育を保証することが求められる。
- それぞれの学校段階において、その役割をしっかりと果たすことが何よりも重要であるが、それに加え、教育課程の改善に当たっては、発達の段階に応じた教育課程上の工夫の観点から、学校段階間の円滑な接続に留意する必要がある。
- まず、幼児教育と小学校教育の接続については、幼児教育では、規範意識の確立などに向けた集団とのかかわりに関する内容や小学校低学年の各教科等の学習や生活の基盤となるような体験の充実が必要である。他方、小学校低学年では、幼児教育の成果を踏まえ、体験を重視しつつ、小学校生活への適応、基本的な生活習慣等の確立、教科等の学習への円滑な移行などが重要であり、いわゆる小1プロブレムが指摘される中、各教科等の内容や指導における配慮のみならず、生活面での指導や家庭との十分な連携・協力が必要である。

8. 各教科・科目等の内容

(1) 幼稚園

(ii) 改善の具体的事項

(発達や学びの連続性を踏まえた幼稚園教育の充実)

a) 幼稚園教育と小学校教育との円滑な接続

- 小学校での学習や生活への適応の課題を含め、小学校教育との円滑な接続を図り、幼稚園における教育の成果が小学校につながっていくことが大切であることから、教師が意見交換などを通じて幼児と児童の実態や指導の在り方について相互理解を深めたり、幼児と児童が交流するなど、小学校との連携や交流を図る。

○幼児教育振興アクションプログラム（平成18年4月）

第4 目標及び具体的施策

3. 発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育の充実

目標3 各都道府県において、少なくとも1例以上、幼稚園と小学校間の長期にわたる派遣研修もしくは人事交流を実施する。

(1) 小学校教育との連携・接続の強化

① 教育内容・方法の充実

- (ア) 国は、幼稚園において小学校以降の生活や学習の基盤を培う指導（特に、5歳児を対象とした「協同的な学び」の実施等）を一層充実するため、幼稚

園教育要領の改訂を検討する。

- (イ) 地方公共団体は、域内の幼稚園が小学校教育との移行に配慮した教育課程・指導計画等を策定・実施できるよう、例えばモデルカリキュラムを策定するなど、各種支援に努める。
- (ウ) 国は、生涯を通じた食育の重要性をふまえ、幼児期から望ましい食習慣等を身に付けられるよう、幼稚園教育要領の改訂を検討するなど、幼稚園における食育を推進する。

## ② 教員の長期派遣研修・人事交流の推進

- (ア) 都道府県は、政策プログラムにおいて、幼稚園教員と小学校教員の相互の免許併有率の目標値の記載に努める。
- (イ) 地方公共団体は、例えば以下のような長期（6ヶ月以上）にわたり派遣する研修もしくは人事交流の実施に努める。
  - ＜公立小学校と私立幼稚園間＞  
都道府県・市町村と受入幼稚園は、連携・協力して、公立小学校教員を私立幼稚園に長期にわたり、派遣する研修を実施 等
  - ＜公立幼稚園と公立小学校間＞  
都道府県と市町村は、連携・協力して、公立幼稚園教員と公立小学校教員との間で人事異動を伴う人事交流を実施 等
- (ウ) 国は、幼稚園教員と小学校教員の長期派遣研修・人事交流が適切に行われるよう、その仕組みや研修内容等についてガイドラインを策定する。
- (エ) 地方公共団体は、幼稚園教員と小学校教員が相互の教育内容や指導方法の理解を推進するため、特に5歳児の担任と小学校1年の担任を中心に、保育参加・授業参加を通じた合同研修の実施に努める。

## ③ 幼小連携の明確化・制度化

- (ア) 国は、幼児教育と小学校教育の具体的な連携方策を教育課程上明確にすべきとの中央教育審議会における意見を踏まえ、幼稚園教育要領において、幼児教育と小学校教育の連携（以下「幼小連携」という。）の推進に関する記述の明確化を検討する。
- (イ) 国は、子どもの発達や学びの連続性の重要性に鑑み、学校教育法における幼児教育の在り方などを含め、幼小連携の在り方について検討する。
- (ウ) 国は、幼小連携を一層推進するため、教員・生徒間交流などの面での幼小連携の成果や課題に関する情報の提供に努めるとともに、幼小一貫教育についても検討する。
- (エ) 地方公共団体は、幼小連携の理解を深め、幼児の小学校への円滑な接続を図るため、地域の幼児教育の関係者と小学校等の関係者による連絡協議会を設けるなどして、連携・協力体制の整備に努める。

### 3. 保育所と幼稚園の連携

○中央教育審議会（答申）「子どもを取り巻く環境の変化を踏まえた幼児教育の在り方について」（平成17年1月）

第3章 幼稚園と保育所の連携の推進及び総合施設の在り方

第1節 幼稚園と保育所の連携の推進

- 学校である幼稚園と児童福祉施設である保育所には、その目的や機能において違いがある。

従来から、幼稚園は、希望するすべての3歳以上の幼児を対象とした教育施設として、保育所は、保護者の就労等で「保育に欠ける」0～5歳児を対象とした児童福祉施設として、異なった目的・機能等を持つ施設として、それぞれの整備・充実を図ってきた。

- 一方、両施設とも、小学校就学前の幼児を対象に教育・保育を行う施設であり、近年は少子化の進行、共働き世帯の一般化などに伴う保育ニーズの多様化を背景として、文部科学省と厚生労働省では、両施設の連携を進めてきた。

具体的には、施設の共用化、教育内容・保育内容の整合性の確保、幼稚園教諭・保育士の資格の併有の促進、合同研修などを実施してきた。また、構造改革特別区域における幼稚園児と保育所児等の合同活動のための特例等の措置を行ってきた。

- 第1章及び第2章で述べたとおり、今後の幼児教育の在り方として、幼稚園等施設が家庭や地域社会と連携して総合的に幼児教育を推進するため、また、幼児の生活の連続性及び発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育の充実を図るためには、小学校就学前の子どもの育ちを、幼稚園と保育所とで区別することなく保障していく必要がある。この意味においても、今後とも、幼稚園と保育所の連携を進める必要がある。

## ○幼児教育振興アクションプログラム（平成18年4月）

### 第4 目標及び具体的施策

#### 1. 幼稚園・保育所の連携と認定こども園制度の活用の促進

目標 1 幼稚園と保育所の連携を一層促進するとともに、幼稚園と保育所とで区別なく、小学校就学前の子どもの育ちを支える体制を整備する。

##### (1) 幼稚園と保育所の連携の促進

###### ①研修の充実

国及び地方公共団体は、認定こども園等幼稚園と保育所の連携を研修の一つのテーマとして取り上げ、幼稚園と保育所の関係者がともに参加する機会の充実に努める。

###### ②幼稚園教諭・保育士の資格の併有の促進

国及び地方公共団体は、幼稚園教諭免許と保育士資格の併有を促進するための施策の充実に努める。

###### ③教育・保育内容の整合性の確保

国は、幼児教育の実施にあたり、幼稚園教育要領と保育所保育指針における教育・保育の目標やねらい、指導事項等の内容の整合を図る。

###### ④窓口の一本化

地方公共団体は、小学校就学前の子どもの育ちに関する保護者向けサービス窓口等について、事務の一元的な対応に努める。

###### ⑤相互理解の促進

国及び地方公共団体は、幼稚園・保育所の関係者の意見交換や相互の交流を更に進め、それぞれが積み上げてきた経験の共有に努めるとともに、相互理解を促進する。

## ○保育所における質の向上のためのアクションプログラム（平成20年3月）

(1) 保育実践の改善・向上

ねらい 養護及び教育を一体的に行うという保育所における保育の特性を生かしつつ、常に保育の内容や方法を見直し、その改善・向上が図られるようにする。

④地域の関係機関等との連携

市町村は、各地域の実情等に応じ、保育所が、地域子育て支援拠点、幼稚園、小学校、放課後児童クラブ、要保護児童対策地域協議会など地域の関係機関等と積極的な連携及び協力を図ることができるよう、必要な支援を行うことが望ましい。

## 《参考資料3》

### 保育所や幼稚園等と小学校の連携における成果と課題 (調査研究事業報告書等より)

#### 1. 幼児・児童の交流

##### ① 成果

- ・ お互いに育ち合うような交流の積み重ねにより、交流がイベント的なものではなく、子どもの発達にとって必要な学習の場であるとともに互いの学び合いの場となっている。
- ・ 小学生は事前・事後の学習を通して、園児との交流体験への思いや願いを膨らませたり、自分自身の成長を感じたりすることができた。
- ・ 園児が小学校への期待を高めることができた。
- ・ 子ども同士の交流の中で、それぞれの発達段階に応じた思いやりの気持ちがはぐくまれた。

##### ② 課題

- ・ 各施設においてそれぞれ教育課程や保育課程を編成しており、日常的な交流を実施するためにはこれらを事前に調整する必要がある。
- ・ 子ども同士の交流を年間計画に位置付ける必要がある。
- ・ 事前・交流を通じた体験・事後のつながりを大切にして体験を深める必要がある。
- ・ 保育所、幼稚園、小学校のそれぞれの子どもにとって意義のある交流になるよう、それぞれの目標を明確化する必要がある。
- ・ 低学年だけでなく、中・高学年においても互いに育ち合うような交流を行う必要がある。
- ・ 交流活動について、保護者や地域の方々にも幅広く理解を求めていくことが重要である。
- ・ 子ども同士の交流活動は地理的な条件等により困難な場合もあることから、地域の実態に応じた交流活動の在り方を検討する必要がある。

#### 2. 教師・保育士の交流

##### (1) 交流

##### ① 成果

- ・ 保育所、幼稚園、小学校が就学前教育と小学校の接続の視点から情報交換ができた。
- ・ 相互の保育参観や授業参観を通し、子どもの学びの連続性について共通認識を持つことができた。
- ・ 教師の指導や教材などの共通点や相違点が明確になり、発達や学びの連続性を再認識できた。
- ・ 小学校において、保育所や幼稚園からの学びの連続性で子どもの成長を捉え、「～ができない」から「～ができるようになった」という肯定的な評価観が生まれた。
- ・ 合同研修、合同保育・授業等を通して、互いの幼児・児童観や指導観についての共通理解を深めることができた。

##### ② 課題

- ・ 保育所、幼稚園、小学校の勤務形態が異なっているため、合同研修の時間を確保することが難しい場合が多い。
- ・ 指導者相互の交流を深めるため、日常的な連携方策の構築が必要である。
- ・ コーディネーターを中心とし、地域の実態に応じた連携を図る必要がある。
- ・ 一部の教師や保育士同士の連携に終わらず、学校・園全体の取組となることが重要である。

- ・ 保育所保育指針、幼稚園教育要領、学習指導要領について教師と保育士が共通理解を図る必要がある。
- ・ 各施設の役割や資格の違い等により連携に対する意識が異なる。

## (2) 人事交流等

### ① 成果

- ・ 相互職場体験は、保育所、幼稚園、小学校が指導内容・指導方法の在り方をともに検討するための土台作りとなった。
- ・ 保育体験を通して、小学校の教師は入学前の幼児の様子や発達過程等を理解することができた。
- ・ 人事交流教員のいる幼稚園や小学校での保育や授業の公開を通して、効果的な保幼小連携の取組を広めることができた。

### ② 課題

- ・ 相互職場体験等の事前打ち合わせや日程調整等に係る時間の確保が難しい。
- ・ 低学年担当者中心の人事交流から他学年担当者へと、その交流の範囲を広げていく必要がある。
- ・ 教職員が少ない園や学校もあり、人事交流の参加や受け入れの配置が難しい場合がある。
- ・ 幼稚園と小学校の両方の免許の取得手段は確保されているものの、取得希望者が少ない。

## 3. 小学校教育への円滑な接続のための課程編成の工夫

### ① 成果

- ・ 年長児後半から小学校入学期までの学びの連続性を意識し、その時期に育てたい力を明確にできた。
- ・ 基本的な生活習慣の指導方針を共有することもできた。
- ・ 互いの教育内容や指導方法の違いを前提に、それぞれの施設の役割を再認識できた。
- ・ 保育所と幼稚園が5歳児のカリキュラムを共有することにより、同じ目線で教育活動を展開することができた。

### ② 課題

- ・ 発達や学びの連続性を踏まえた指導内容や指導方法を一層工夫する必要がある。
- ・ 育ちの連続性を系統的に捉えるために、それぞれの発達に応じた具体的な行動目標（望む子ども像）を幼稚園、小学校共同で作成することが望ましい。
- ・ カリキュラムの作成及び更新のためには、協議会の定例開催が必要である。

## 4. その他

### ① 成果

- ・ 保護者から安心して小学校に入学できるとの声があった。
- ・ PTA、地区子ども会活動の協力により、保護者同士のつながりができた。
- ・ 教員養成大学との連携による学生のボランティア参加は、教育現場の実態を理解し、教師の専門性や役割について学ぶ機会となった。

### ② 課題

- ・ 人事異動等で連携の状況が変わることのないよう、組織的な連携を図る必要がある。
- ・ 市町村等、行政の支援が必要である。
- ・ 園便りや学校便り、ホームページ等を活用し、園や学校の取組を積極的に情報発信しながら、地域や保護者の啓発を進める必要がある。



《付属資料》

「保育所・幼稚園・小学校の連携の推進に関する調査研究協力者会議」

委員名簿

(平成21年3月現在)

青柳 宏	宇都宮大学教育学部准教授
東 重満	学校法人 東学園 美晴幼稚園長
大野 直子	山口県教育庁義務教育課指導主事
嶋田あけみ	大田区立久が原保育園長
中川 修一	台東区立千束小学校長
藤原 和子	千代田区立番町幼稚園長
○松寄 洋子	埼玉学園大学人間学部准教授
師岡 章	白梅学園短期大学保育科教授
○ 主査	